

介護予防支援(介護予防ケアマネジメント)重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(鳴門市指定 第 3600200020 号)

当事業所は、利用者に対して介護予防サービス(介護予防・生活支援サービス)計画を作成し、その契約に基づいて適切なサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整、その他を提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを説明します。

1 運営の目的及び方針

社会福祉法人貴洋会が運営する当事業所が行う介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの担当職員が適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

センターの担当職員は、利用者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場に立って支援を行い、事業の実施にあたっては、できる限り要介護状態にならないようサービスを適切に確保できるようにその調整に努め、要介護状態になっても利用者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

2 事業者経営法人

1 法人名	社会福祉法人貴洋会
2 法人所在地	鳴門市撫養町立岩字五枚146番地
3 電話番号	088-686-2080

3 事業所の概要

1 事業所の名称	鳴門市地域包括支援センター貴洋会
2 事業所の所在地	鳴門市撫養町立岩字五枚146番地
3 電話番号	088-683-1075
4 営業日	月曜日から土曜日（12月29日から1月3日までを除く。）
5 営業時間	午前8:30～午後5:30まで（電話等で24時間受付能）

6 職員の職種、員数及び職務内容

管理者1名下記職員より1名が管理者を兼ねセンターの管理・運営を行う。
主任介護支援専門員1名、社会福祉士等1名、保健師等1名
担当職員は指定介護予防支援等の提供にあたる。

4 介護予防支援(介護予防ケアマネジメント)の内容と利用料等

1 サービスの内容

- ① 介護予防サービス計画の作成
- ② 介護予防サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況の把握、評価
- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護・要支援認定等の申請に対する協力、援助
- ⑦ 総合事業利用に関わる手続き等の協力、援助
- ⑧ 相談業務

担当職員がご利用者の状況把握のため、ご利用者の居宅に訪問する頻度は、概ね3ヶ月又は6ヶ月に1回となります。(サービス提供開始月、提供開始月の翌月から起算して3ヶ月又は6ヶ月に1回が目安になります。)ただし、前期以外にも、ご利用者からの依頼や介護予防支援業務の遂行に不可欠と認められる場合でご利用者の承諾を得た場合には、訪問いたします。

2 提供方法

重要事項説明書別紙に掲げる「介護予防支援(介護予防ケアマネジメント)業務の実施方法等について」を参照してください。

3 利用料

介護予防支援費は原則として無料です。
介護保険が適用される場合であっても、保険料滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行しますので、後日、鳴門市の窓口に提出すると払い戻しされる場合があります。

5 サービス利用の終了等

- 1 利用者の都合で終了する場合 契約終了を希望する日の7日前までに申出ください。
- 2 事業者の都合で終了する場合 やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- 3 自動終了 次の場合は、通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- A 利用者の介護認定区分が、非該当もしくは要介護と認定された場合。
- B 利用者が死亡した場合。
- C 利用者が転出し鳴門市の被保険者でなくなった場合。
- D 総合事業における事業対象者が、チェックリストを改めて実施し、総合事業非該当となった場合。

6 守秘義務等

事業者とその職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者、または家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。ただし、利用者に医療上緊急の必要性がある場合は、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供するものとします。

また、ご利用者に係る他の事業等との連携を図る等、正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者に文書により事前に同意を得た上で、個人情報を用いることができるものとします。

7 損害賠償責任について

サービス提供中に事故等が発生した場合の対応については、速やかにご契約者、保険者に連絡するとともに、担当事業者を通じ、かかりつけ医の指示のもと原因の究明、治療にあたるものとします。

事業者は、介護予防支援(介護予防ケアマネジメント)の実施にあたって、利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき理由によらない場合には、この限りでは

ありません。

8 苦情の受付

1 事業所における苦情の受付

A 担当者	渡辺 孝
B 電話番号	088-683-1075
C 受付時間	午前 8:30 ~ 午後 5:30

2 行政機関及びその他苦情受付機関

<u>A 鳴門市役所長寿介護課</u>	所在地	鳴門市撫養町南浜字東浜 170
	電 話	088-684-1175
<u>B 徳島県国民健康保険団体連合会</u>	所在地	徳島市川内町平石若松 78-1
	電 話	088-665-7205
<u>C 徳島県社会福祉協議会</u>	所在地	徳島市中昭和町 1 丁目 2
	電 話	088-654-4461